

住宅の省エネ改修（熱損失防止改修）工事に伴う 固定資産税の減額について

(地方税法附則第15条の9第9項 及び 第10項)

地球温暖化の防止に向けて、家庭部門でのCO2排出量の削減を図るため、住宅の省エネ改修促進税制が創設されました。

住宅の省エネ改修を行なわれた場合に、所定の要件を満たしていれば、申告により当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

減額措置の内容

- ◆ 平成26年4月1日（認定長期優良住宅の場合は平成29年4月1日）から令和8年3月31日までの間に、下記の適用要件1～3を満たす省エネ改修工事を行なった住宅について、**120㎡相当分までの固定資産税額が3分の1（認定長期優良住宅の場合は3分の2）減額されます。省エネ改修工事が完了した年の翌年度分のみ減額されます。**

- * 都市計画税については、減額適用の対象となりません。
- * 減額が適用されるのは、1戸につき1回限りです。
- * バリアフリー改修工事を同時に行なった場合は、バリアフリー改修による減額措置と重複して適用されます。（認定長期優良住宅の場合を除く）

減額措置の適用要件

1 対象となる家屋

- ◆ 平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- ◆ 床面積が50㎡以上であること。（改修工事が平成28年4月1日から平成30年3月31日の場合）
- ◆ 床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
（改修工事が平成30年4月1日以降の場合及び認定長期優良住宅の場合）

* マンション等の区分所有建物の省エネ改修についても、申告できます。

2 対象となる工事

- ◆ 下記の(1)～(4)の工事（複数も可）が対象となりますが、このうち、(1)を含む工事を行っていることが必須条件となります。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 窓の断熱改修工事（必須） | (3) 天井の断熱改修工事 |
| (2) 床の断熱改修工事 | (4) 壁の断熱改修工事 |

* 外気等と接するものの工事に限ります。

3 工事費の要件

- ◆ 省エネ改修工事に要した費用が60万円超（補助金等を除く自己負担額）であること。
または
 - ◆ 断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること。
- * 増築及び省エネ改修以外のリフォーム工事は、対象となりません。

申告に必要な書類

- ◆ 下記の書類を添付の上、工事完了後3か月以内に、**各区の市税事務所に申告**してください。

- (1) 住宅の省エネ改修（熱損失防止改修）に伴う固定資産税減額申告書
- (2) 申告書に添付する必要書類（下記のとおり）

〈添付書類一覧〉

I～IVの書類を「住宅の省エネ改修（熱損失防止改修）に伴う固定資産税減額申告書」とともに提出してください。

I	当該家屋の納税義務者を示す書類	<input type="checkbox"/> 当該家屋の固定資産税納税義務者本人の住民票の写し (市外に住所を有している方で、当該申告書に個人番号を記載しない場合のみ)
II	当該家屋が省エネ改修工事を行っていることを示す書類	<input type="checkbox"/> 増改築等工事証明書 (建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書)
III	省エネ改修に対して受けた補助金等を示す書類	<input type="checkbox"/> 各種補助金等の給付決定を受けたことを証明する書類 (注) 補助金を受けていない場合は、不要です。
IV	当該家屋が「認定長期優良住宅」であることを示す書類	<input type="checkbox"/> 認定を受けた住宅であることを証明する書類 (所管行政庁が発行する認定書類)の写し (注) 認定長期優良住宅でない場合は、不要です。

お問い合わせ先

- ◆ 岡山市北区市税事務所 資産税家屋係 (086)803-1179・1180 (直通)
- ◆ 岡山市中区市税事務所 資産税家屋係 (086)901-1611 (直通)
- ◆ 岡山市東区市税事務所 資産税家屋係 (086)944-5014 (直通)
- ◆ 岡山市南区市税事務所 資産税家屋係 (086)902-3513 (直通)